平成25年度　淀川衛生工場活性炭交換委託　特記仕様書

委託名称　平成25年度　淀川衛生工場活性炭交換委託

委託期間　平成25年4月1日から　平成26年3月20日まで

支払条件　部分払　2回　　完了払
第1回　4・5・6・7月分　第2回8・9・10・11月分

委託概要　①水処理用活性炭交換業務委託　　一式
②脱臭用活性炭交換業務委託　　一式

作業時間　①水処理用活性炭交換業務委託
原則として土・日・祝・12/30～1/4を除く平日の午前9時から午後5時00分まで
②脱臭用活性炭交換業務委託
当工場休業日（土・日・祝）の午前9時から午後5時00分まで

委託目的　水質汚濁防止法及び悪臭防止法に基づく規制基準値遵守のために
適正な維持管理を図る為

特記事項

第1節　一般事項

1・1適用

（a）本特記仕様書は、平成25年度　淀川衛生工場活性炭交換委託に適用する。

（b）本特記仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

（c）すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし契約図書間に相違がある場合の優先順位は次の順番のとおりとし、これにより難しい場合は協議による。
（1）契約書
（2）特記仕様書（図面・機器リスト含む）
（3）保全業務共通仕様書

1・2　受注者の負担の範囲

（a）業務の実施に必要な電気（100V10A未満）・水道・天井走行クレーン（免許要）については、場内設備を使用しても良い。

（b）保守・点検等に必要な工具・計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

（c）業務上及び軽微な修繕作業に必要な雑材料・消耗部品等は受注者の負担とする。

（d）清掃・設備養生に必要な資機材・衛生消耗品については受注者の負担とする。

1・3　報告書の書式等

報告書の書式は、別に定める場合を除き監督員の指示による。

報告書はA4版とし、業務終了後毎回すみやかに提出する事。

受注者は、事前に本委託報告書（写真含む）契約関係書類が収納可能なA4版チューブファイルにて提出すること。
提出部数：2部

1・4　関係法令の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る事。

業務の実施・施工に当たり、適用を受ける次の関係法令等を遵守すること。

労基法・労働安全衛生法・消防法・枚方市契約規則・建設副産物適正処理推進要綱

大阪府生活環境の保全等に関する条例「流入車に係る適合車の仕様義務について」

その他本業務を履行するに際し、必要な法令・規則・規定等

第2節　業務関係図書

2・1　業務計画書・作業計画・貸与資料・業務記録等

業務関係図書については「保全業務共通仕様書」による。

第3節　業務現場管理

業務現場管理については「保全業務共通仕様書」による。

第4節　業務の実施

業務の実施については「保全業務共通仕様書」による。

4・1本業務に必要な資格は、次のとおりとする。

酸素欠乏危険作業主任者・玉掛け・クレーン（5t未満）・小型移動式クレーン・その他必要と思われる資格

第5節　業務に伴う廃棄物の処理等

5・1廃棄物の処理等

業務においてにて発生したゴミ等については、持ち帰ること。

第6節　　業務の検査

業務の検査については「保全業務共通仕様書」による。

第　2　章　　施設等の利用・作業用仮設物等

第2章について該当する場所については「保全業務共通仕様書」による。

本業務委託に関する特記事項・内容

活性炭交換業務委託

① 水処理用活性炭交換業務

高度処理設備水処理活性炭交換業務　　年8回
※第1回・第2回の活性炭については、当工場保管の活性炭を充填すること。
本業務納入活性炭：49000X6回　延　29,400ℓ
1回当たりの内容
廃炭貯槽内使用済活性炭の取出し　乾燥重量約2,100kg　容積約4,900ℓ
再生炭炭貯槽内に活性炭充填　容積4,900ℓX8回

特記事項・作業内容

(1)納入活性炭種類・性状（規格）
活性炭種類　粒状活性炭（水処理用流動床用）
製品材料　再生炭又は新炭（石炭系またはヤシ殻系）
粒度分布　20～40メッシュ　95%以上
充填密度　0.45g/mℓ～0.55g/mℓ（参考値）
ヨウ素吸着性能　900mg/g以上
メチレンブルー吸着性能　170mℓ/g以上
納入形態　フレコンパック(約1m3/袋)

(2)作業内容等
1・使用済炭搬出作業
廃炭貯槽底部手動バルブを解放し使用済炭を水切り可能なフレコンに充填し当工場内水切りヤードにおいて、十分に水切りを行いトラックに積込むこと。
第1回廃炭貯槽内劣化炭の取出し完了後取出しバルブを交換すること
ﾎﾞｰﾙﾊﾞﾙﾌﾞ80Aﾊﾟｯｷﾝ等は当工場より支給する。（ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄ・単管は再利用）
2・納入活性炭充填作業
再生炭貯槽上部より当工場設置の天井走行クレーンにて、納入活性炭（フレコン）4袋を充填する。（1袋充填ごとに手動SWにて逆洗を行うこと。）
4・その他
ｶｰﾎﾞﾝｷｬｯﾁｬｰ用網（ｻﾗﾝﾈｯﾄ60ﾒｯｼｭ　300□X300H）1枚納入のこと

② 脱臭用活性炭交換業務

中低濃度臭気脱臭用活性炭交換業務　年3回
活性炭納入・使用済炭搬出　5,050ℓ／回×3回
極低濃度臭気脱臭用活性炭交換業務　年1回
活性炭納入・使用済炭搬出　13,140ℓ／回×1回
当工場内保管使用済活性炭搬出　約18,000ℓ　フレコン約20袋

設備概要

中低濃度臭気用活性炭脱臭塔　水平対向型　1塔　充填量　5,050ℓ
極低濃度臭気用活性炭脱臭塔　水平対向型　2塔　充填量　6,570ℓ/塔

特記事項・作業内容

(1)納入活性炭種類・性状（規格）
活性炭種類　円柱状脱臭酸性ガス用添着炭　4～6メッシュ
製品材料　再生炭又は新炭（石炭系またはヤシ殻系）
粒度分布　粒度4～6メッシュ　95%以上
充填密度　0.4g/mℓ～0.6g/mℓ（参考値）
硬さ　95%以上
硫化水素平衡吸着力　20%以上(5ppm)
納入形態　フレコンパック(約1m3/袋)

(2)作業内容等
1・使用済炭搬出作業
各活性炭脱臭塔の上部の角蓋を解放し、バキュームダンパー車にて使用済炭を吸引しフレコンに詰め込みユニック車にてトラックに積み込む。
2・納入活性炭搬入作業
充填部のﾄﾘｶﾙﾈｯﾄ等内部点検・清掃後、上部の角蓋より当工場設置の天井走行クレーンにて、納入活性炭（フレコン）を活性炭所定の位置まで充填し閉蓋する。
3・脱臭塔内気相部分点検
側面丸蓋解放後、気相部分の内部の点検清掃を行う。
4・その他
閉蓋後最終リークチェックを行い、蓋パッキン等が不良の場合交換すること。
第1回交換作業までに、蓋パッキン用CRスポンジテープW50Xt5X60m及びφ560Xφ460Xt5X9枚を納品のこと。

③ 共通事項

(1)納入活性炭性状（規格）の遵守
受注者（製造業者）は活性炭の規格を遵守し、規格外の活性炭を納入しないこと。
規格外（異物混入等）の製品を納入したため、施設に障害を生じた場合は受注者（製造業者）が障害復旧の責任を負うものとする。
活性炭の納入については、それぞれの業務について年間を通じ同一製造業者の製品とする事。例水処理用：A社製，脱臭用：B社製は可。

(2)品質の報告・分析等
受注者は納入する活性炭等について分析等を行い、1週間前迄に監督員の承諾を受けること。
使用済炭の分析については、水処理用・中低濃度用・極低濃度用について1回/年以上行うこと。

(3)作業日時等
作業実施については、該当設備が停止作業となるため、停止時間が最短で行えるように工程管理をすること。
作業時には、粉塵が飛散しないように養生を行うとともに、終了後清掃を行うこと。
作業日については別添工程表参照のこと

(4)活性炭交換作業
作業は、当工場据付の電動ホイストクレーン（5t未満）を使用して行う為、必ず有資格者にて行うこと。

(5)簡易な機器修理
特殊な機器部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としない作業時間内に作業、処置できる修理については本委託に含まれる。

(6)計量証明等
受注者は、納入時に計量証明を提出するとともに、当工場設置の計量器を用いて積載量（搬入時総重量・空重量・搬出時総重量）を計量すること。

(7)使用済み活性炭
受注者は、使用済み活性炭を有価物として下取りし再利用を図ること。
契約後速やかに使用済み活性炭有効利用計画書を提出すること。

(8)その他
その他必要な事案については、協議して決定する。

④ 活性炭製造メーカー・品番

原則として下記製造メーカー製品より納入すること

水処理用活性炭

朝日ろ過材：M－20A	カルゴンカーボンジャパン：M006S
サンテックス：W－YC	セラケム：ACW
ダイネン：PL-C1S-2	ツルミコール：GL-40S
フタムラ化学：GL240A	

脱臭用活性炭

朝日ろ過材：PG－S	カルゴンカーボンジャパン：ZGGA4
サンテックス：P-AC・S	セラケム：AGG－S
太平化学産業：GX	ツルミコール：SX
フタムラ化学：TS	

平成25年度　淀川衛生工場活性炭交換委託			NO,
特記仕様書			
DATE	CHECK	DRAW	1/6
2012・12			

枚方市環境保全部　淀川衛生事業所

保全業務共通仕様書

第 1 章　一 般 事 項

第1節　一般事項

1．1．1適　用

(a)本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は当工場内建築物（設備含）及びその付帯施設（以下「建築物等」という。の定期点検、臨時点検、日常点検、保守運転・作業委託・監視、清掃等に適用する。

(b)共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

(c)すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合は、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

1．1．2受注者の負担の範囲

(a)業務の実施に必要な設備の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

(b)点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(c)保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、各編に定める支給材を除く。

(d)清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、各編で定める衛生消耗品を除く。

1．1．3報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、監督職員の指示による。

1．1．4関係法令の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節　業務関係図書

1．2．1業務計画書

(a)業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、必要とされる資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。

(b)業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

1．2．2作業計画

主任技術者等は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、主任技術者名、担当技術者名、安全管理等を具体的に定めた作業手順計画書を作成して、作業開始前に監督職員の承諾を受ける。

1．2．3貸与資料

貸与資料は、特記による。なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復旧するものとする。

1．2．4業務の記録

(a)監督職員と協議した結果については記録を整備する。

(b)業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、監督職員と協議の上、省略することができる。

(c)一業務が終了した場合には、すみやかにその履行確認出来る内容を記載した書面・写真等を作成し提出する事。

(d)(a)から(c)の記録について、監督職員より請求された場合は、提出する。

第3節　業務現場管理

1．3．1業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理をおこなう。

1．3．2主任技術者

(a)受注者は、業務の責任者を定め監督職員に届け出る。また、主任技術者を変更した場合も同様とする。

(b)主任技術者は、担当技術者に作業内容及び監督職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

(c)主任技術者は、担当技術者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

1．3．3業務条件

(a)業務を行う日及び時間は、特記による。

(b)契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

1．3．4電気工作物の保安業務

(a)「電気事業法」による自家用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は特記による。

(b)(a)の実施に当たり、受注者等は、同法令に従い、自家用電気工作物の保安体制を確立する。

(c)(a)に係る業務を実施する場合には、発注者が定める自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努める。

1．3．5環境衛生管理体制

(a)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による建築物環境衛生主任技術者の適用は、特記による。

(b)建築物環境衛生主任技術者は、法令に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努める。

(c)別契約業務等で建築物環境衛生技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

1．3．6業務の安全衛生管理

担当技術者の労働安全衛生に関する労務管理については、主任技術者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

1．3．7火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとし、その取扱に際しては十分注意をする。

1．3．8喫煙場所

業務関係者の喫煙は指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。

1．3．9出入り口禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節　業務の実施

1．4．1管理技術者・主任技術者・業務担当者等

(a)管理技術者・主任技術者は、その作業の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

(b)業務担当者はその作業の内容に応じ必要な知識・技能を有する者とする。

(c)法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う事。

1．4．2代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合は、あらかじめ監督職員に報告し、承諾を得るものとする。

1．4．3服装等

(a)業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。

(b)業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

1．4．4．別契約の業務等

(a)業務に密接に関連する別契約の有無は、監督職員の指示による。

(b)常駐して行う業務においては、監督職員の監督下において、他管理技術者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

1．4．5監督職員の立会い

作業等に際して監督職員の立会いを求める場合には、あらかじめ申し出る。

1．4．6業務の報告

主任技術者は作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、監督職員へ、あらかじめ定められた日に報告する。

第5節　業務に伴う廃棄物の処理等

1．5．1廃棄物の処理等

(a)業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担とする。ただし、ごみ収集、吸殻収集、汚物収集等による廃棄物は除く。

(b)発生材の保管場所・集積場所は監督職員の指示による。

第6節　業務の検査

受注者は、契約に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

（1） 契約書、業務仕様書

（2） 業務計画書、作業計画書、業務報告書（業務履行の確認ができる書類・写真等）

（3） 出勤・退勤確認簿（常駐業務の場合）

第 2 章　施設等の利用・作業用仮設物等

第1節　建物内施設等の利用

2．1．1居室等の利用

(a)常駐業務室、控え室、倉庫等及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の共用については、特記による。

(b)共用室及び供用物は、主任技術者の管理のもと、これらを使用する。

2．1．2共用施設の利用

(a)建物内の便所、エレベーター等の一般共用施設は、利用することができる。

(b)足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとする。

2．2．2持ち込み資機材の残置

非常駐の業務にあっては、受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、監督職員の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

2．2．3危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品その他の危険物の取扱いは関係法令等による。

環　境　方　針

1．基本理念

平成17年2月に京都議定書が発効し、地球温暖化などの環境問題に対して、国際的な取り組みが進められており、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式の見直しが求められています。美しく豊かな地球環境を守り、将来の世代に引き継いでいくためには、地球規模で対策を講じていくと同時に、私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、環境保全の意識を高めていかなければなりません。そのためには、まちづくりのあらゆる場面において、環境への負荷をできる限り小さくし、持続可能な発展を目指していく必要があります。

枚方市では、市民・事業者・行政が協働して、良好な環境の保全と創造に取り組んでいくための基本理念や基本方針を定めた「枚方市環境基本条例」を平成10年3月に制定し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な「環境保全都市・枚方」の実現を目指しています。

この実現に向け、本市の行政活動から生じる環境負荷を率先して低減するとともに、行政機関として市域の良好な環境の保全と創造に関する施策を推進しあわせて、市民・事業者に環境保全の取り組みを働きかけていきます。

2．基本方針

本市の行政活動が環境に影響を与えていることを認識し、基本理念にのっとり、以下の方針に基づき環境の改善と保全に取り組みます。

（1）ISO14001の規格に適合する環境マネジメントシステムを構築・運用し、継続的に改善します。

（2）枚方市環境基本計画に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。以下の項目については、特に優先して取り組みます。

①地球環境問題の解決に向け、市内のごみ減量化やリサイクルを推進するとともに二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを推進します。

②環境学習・教育の充実をはかり、市民・事業者・行政の環境パートナーシップの推進や環境団体との連携など、環境保全のための体制づくりに努めます。

③自然環境を保全するとともに、積極的な緑化に取り組み、人と自然とが共生するまちづくりを推進します。

（3）本市の事業活動から生じる環境負荷を低減するための取り組みを総合的・計画的に推進します。以下の項目については、特に優先して取り組みます。

①電気、都市ガス、ガソリン、紙等の使用量を削減し、省エネルギー・省資源を推進します。

②ごみの排出量の削減や分別を徹底し、ごみの減量化・資源化を推進します。

③環境に配慮した公共工事やグリーン購入を推進します。

（4）環境に関連する法令や本市が同意するその他の要求事項を順守するとともに、環境汚染の予防に努めます。

（5）環境保全都市の実現に向け、全ての実行部門が自主的に環境保全の取り組みを推進するとともに、職員一人ひとりが積極的に環境に配慮した行動を実践します。そのために、本市の実情を踏まえた有効な仕組みを構築し、職員に対する環境教育・訓練を推進します。

（6）この環境方針は、全職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成19年10月1日　　環境管理総括者　枚方市長　竹内　脩

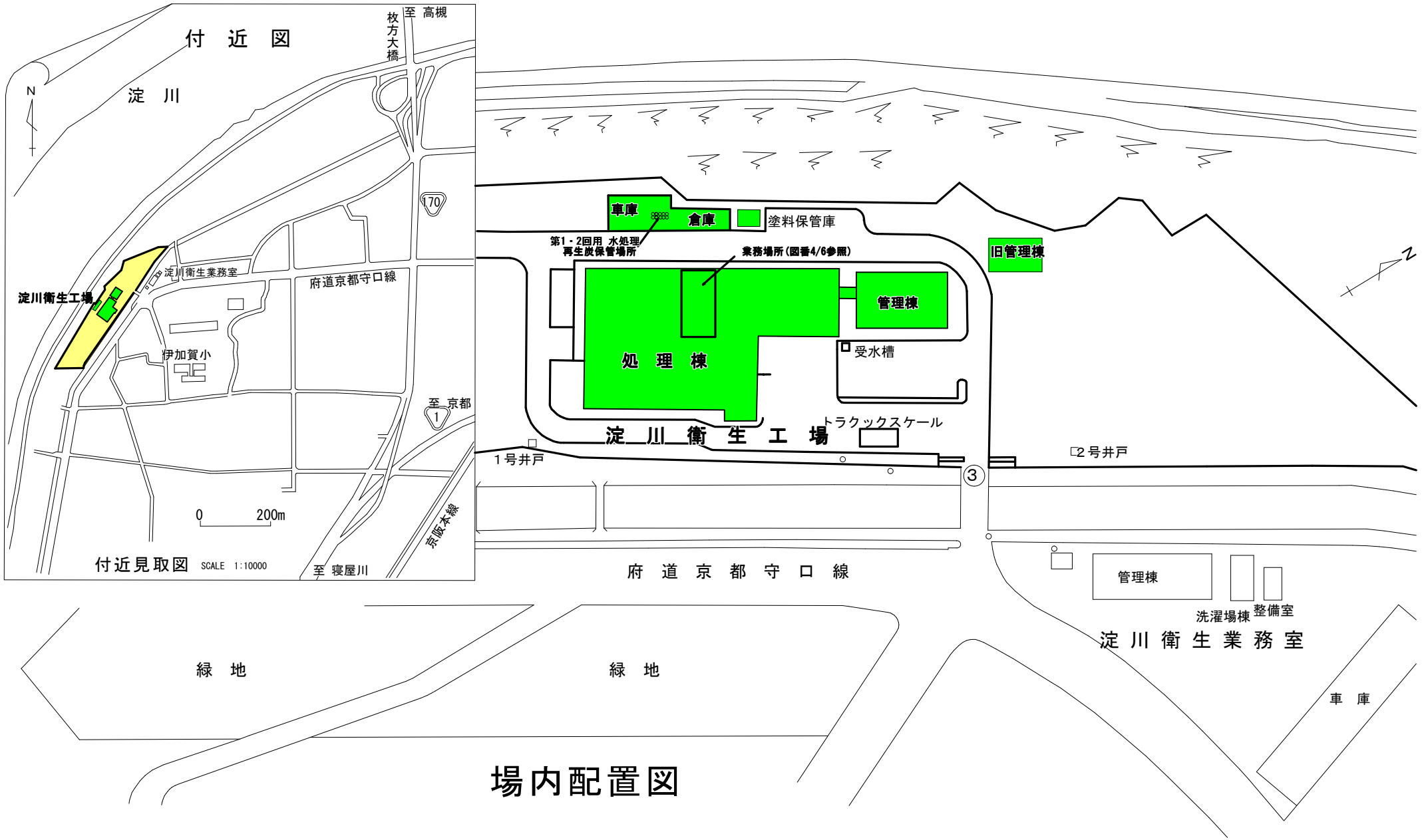

平成２５年度　淀川衛生工場活性炭交換委託			NO. 3/6
付近見取図・場内配置図			
DATE	CHECK	DRAW	SCALE
2012. 12			――

枚方市環境保全部　淀川衛生事業所

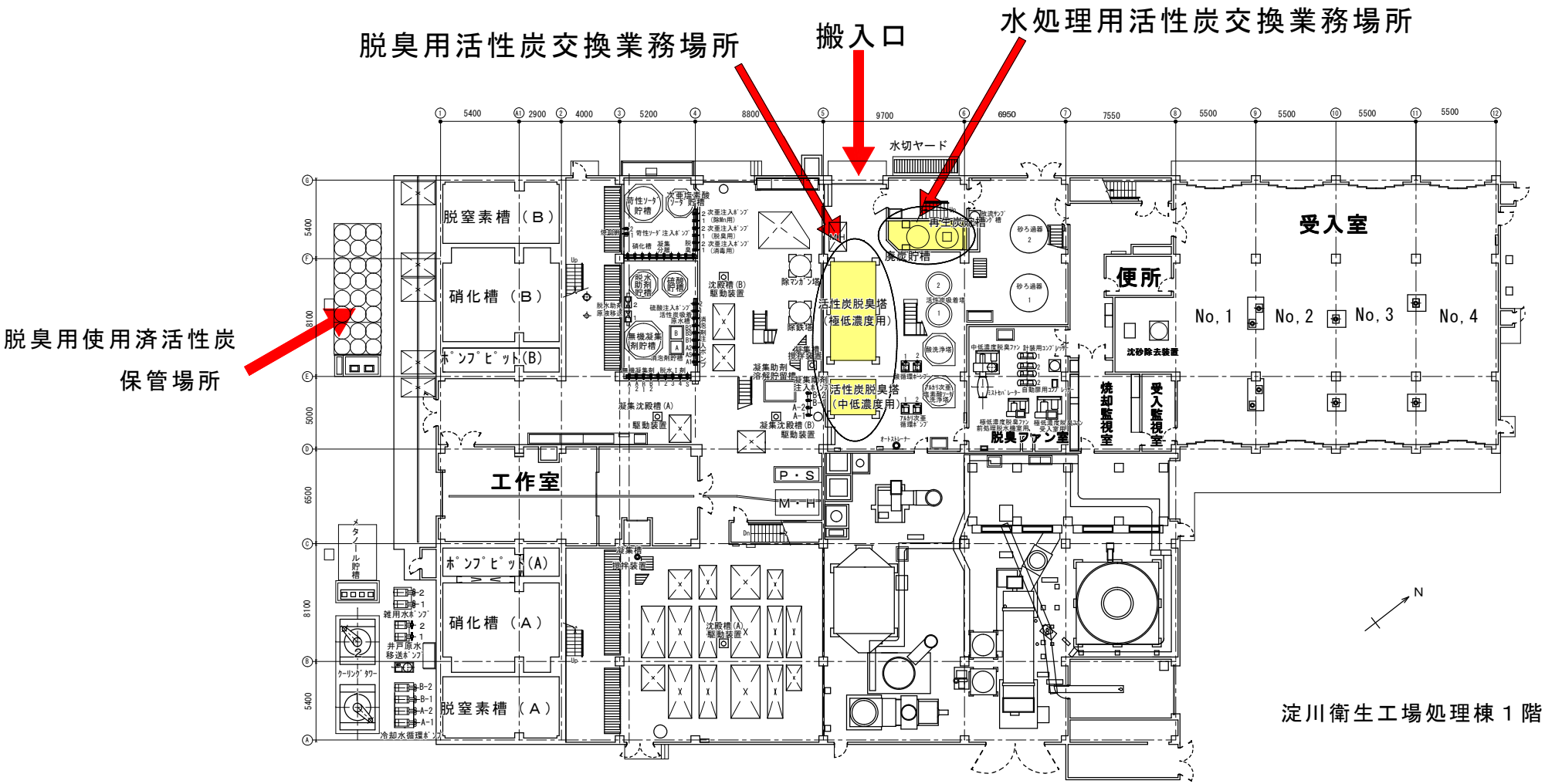

淀川衛生工場処理棟１階

平成２５年度　淀川衛生工場活性炭交換委託			NO.
処理棟　1階平面図			4/6
DATE	CHECK	DRAW	SCALE
2012. 12			——

枚方市環境保全部　淀川衛生事業所

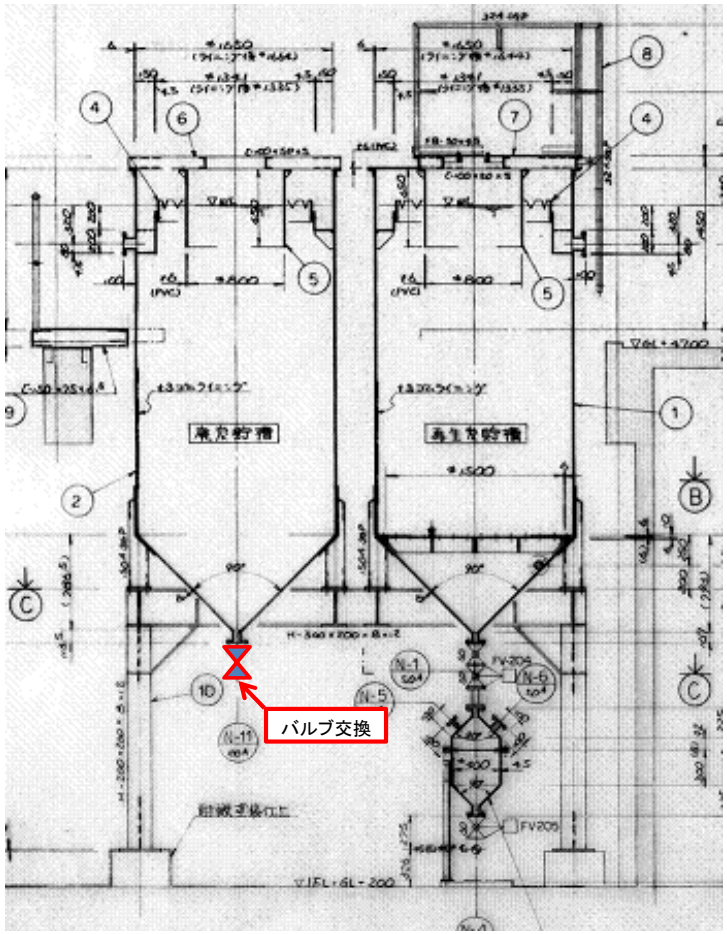

水処理活性炭吸着用（廃炭貯槽・再生炭貯槽）断面図

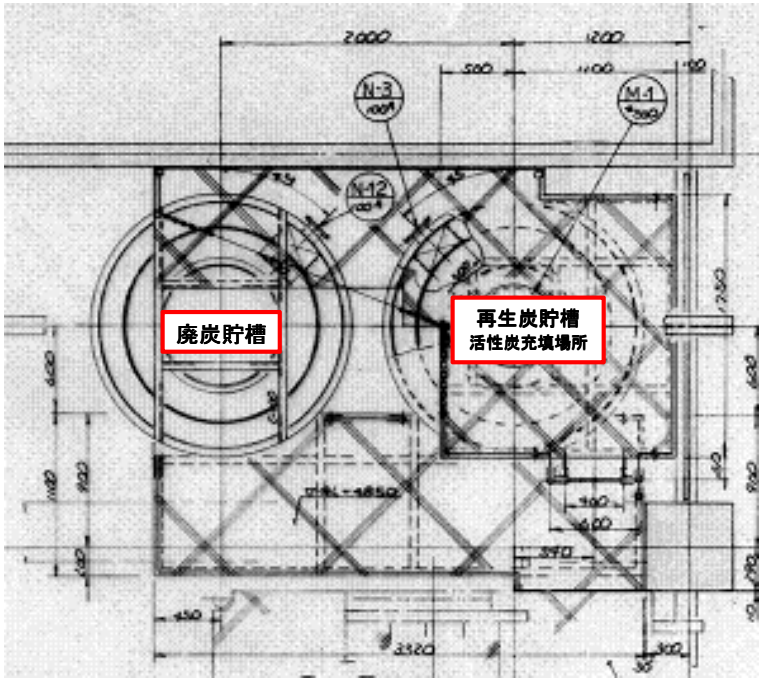

水処理活性炭吸着用（廃炭貯槽・再生炭貯槽）平面図

平成25年度　淀川衛生工場活性炭交換委託			NO.
水処理用（廃炭貯槽・再生炭貯槽）設備図			5/6
DATE	CHECK	DRAW	
2012・12			

枚方市環境保全部　淀川衛生事業所

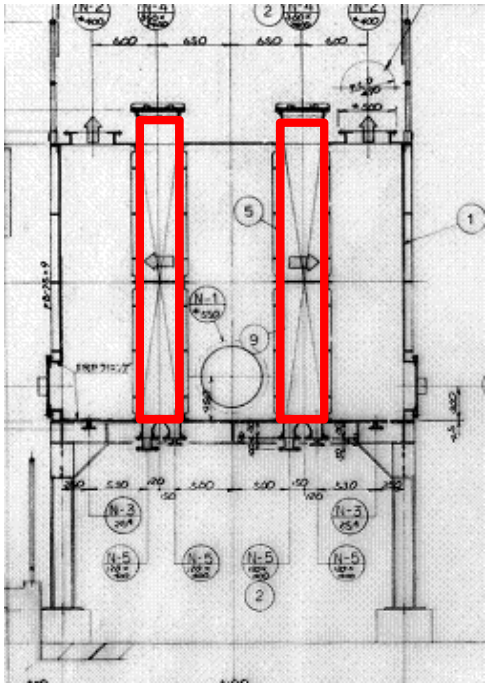

脱臭塔活性炭吸着塔断面図（共通）

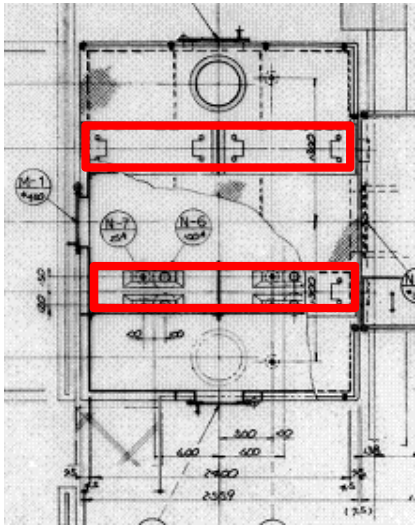

中低濃度脱臭塔活性炭吸着平面図

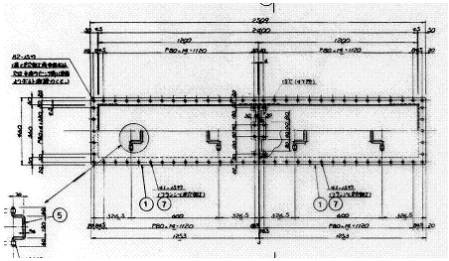

中低濃度脱臭塔活性炭上部蓋： 2ヶ所

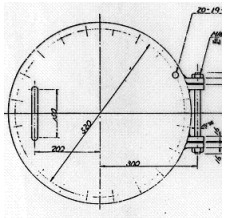

側面点検口　中低濃度吸着塔： 3ヶ所
極低濃度吸着塔： 6ヶ所

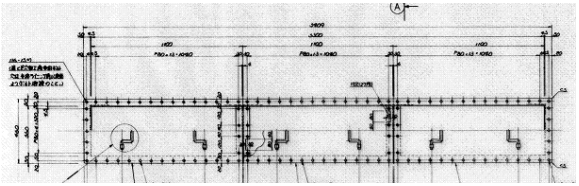

極低濃度脱臭塔活性炭上部蓋： 4ヶ所

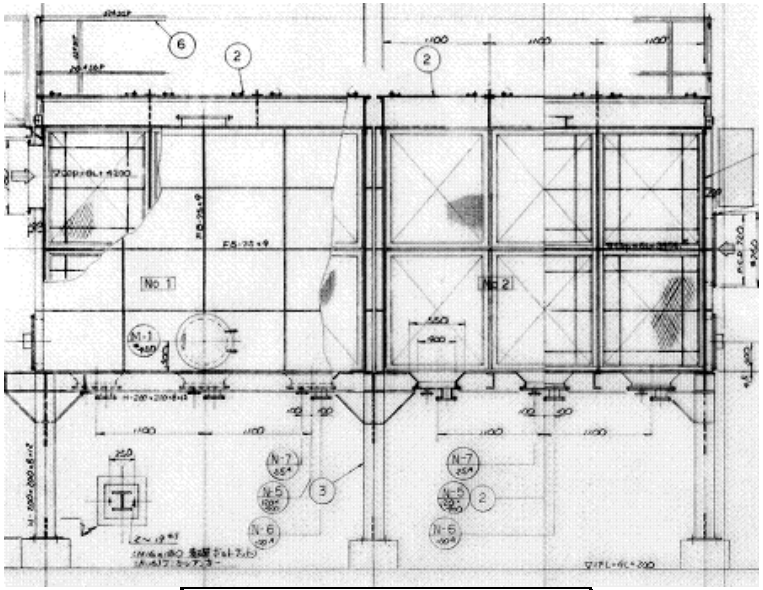

脱臭塔活性炭吸着塔側面断面図

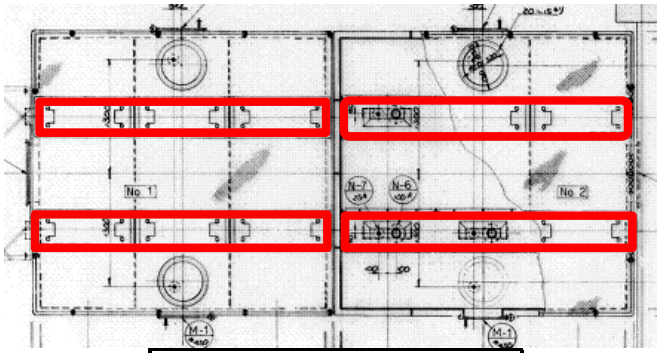

極低濃度脱臭塔活性炭吸着塔平面図

活性炭充填部（充填量は特記による）

平成25年度　淀川衛生工場活性炭交換委託			NO.
脱臭用（中低濃度・極低濃度）設備図			6/6
DATE	CHECK	DRAW	
2012・12			

枚方市環境保全部　淀川衛生事業所

平成２５年度　淀川衛生工場活性炭交換委託工程表　水：水処理用活性炭交換委託　　脱：脱臭塔活性炭交換委託（極低濃度・中低濃度）

4 April 2013

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 水1回作業	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5 May 2013

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17 水2回作業	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6 June 2013

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15 脱(中)1回
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

7 July 2013

日	月	火	水	木	金	土
	1 水3回	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8 August 2013

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15 水4回	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9 September 2013

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30 水5回					

10 October 2013

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19 脱(中)2回
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11 November 2013

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13 水6回	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12 December 2013

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27 水7回	28
29	30	31				

1 January 2014

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2 February 2014

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12 水8回	13	14	15 脱(中)3 脱(極)1
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3 March 2014

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

注記：　水（作業）：水処理用活性炭交換（使用済炭搬出含）　活性炭は当工場保管分を使用　年間回数　２回
水：水処理用活性炭交換（使用済炭搬出含）活性炭納入及び作業　年間回数　６回
脱（中）：中低濃度脱臭塔活性炭交換（使用済炭搬出含）納入及び作業　年間回数　３回
脱（極）：極低濃度脱臭塔活性炭交換（使用済炭搬出含）納入及び作業　年間回数　１回　中低濃度３回と同一日

淀川衛生事業所

設　　計　　書

委　託　名　称	淀川衛生工場活性炭交換委託
委　託　場　所	枚方市出口2丁目30－1（淀川衛生工場）
委　託　期　間	平成25年　4月　1日　　から　　平成26年　3月20日　まで
設　計　大　要	**委託内容** **水処理用活性炭交換業務** 高度処理設備水処理活性炭交換業務　　年8回 ※第1回・第2回の活性炭については、当工場保管の活性炭を充填すること。 **脱臭用活性炭交換業務** 中低濃度臭気脱臭用活性炭交換業務　年3回 活性炭納入・使用済炭搬出　5,050ℓ／回×3回 極低濃度臭気脱臭用活性炭交換業務　年1回 活性炭納入・使用済炭搬出　13,140ℓ／回×1回 当工場内保管使用済活性炭搬出　　約18,000ℓ　フレコン約20袋
設　計　金　額	金　　円也　　内訳　委託価格　　円也 消費税等相当額　　円也

本 委 託 費 内 訳 書

名　　称	摘　　要	単位	数量	単　価	金　額	備　　考
水処理用活性炭交換業務						
粒状活性炭	20 ～ 40 メ ッ シ ュ	ℓ	29,400			納入活性炭（運搬費分析費含む）
（水処理用流動床用）	再生炭					使用済活性炭搬出・ｶｰﾎﾞﾝｷｬｯﾁｬｰﾈｯﾄ含む
						採用単価は見積もり比較による
交換業務費	水処理用	回	8			代価表①（ユニックリース・養生費含）
脱臭用活性炭交換業務						
円柱状添着炭	４～６メッシュ	ℓ	28,290			納入活性炭（運搬費分析費含む）
（脱臭酸性ガス用）						工場保管使用済活性炭約18,000ℓ搬出含む
						採用単価は見積もり比較による
交換業務費	脱臭用	回	3			代価表②（ﾀﾞﾝﾊﾟｰ、ﾕﾆｯｸ車リース・養生費含）
雑材消耗品費	蓋パッキン	式	1			代価表③（φ560Xφ460：９枚、t5X50mmX60m）
直接業務費		式	1			
業務管理費		式	1			
業務原価		式	1			
一般管理費		式	1			
業務価格		式	1			
消費税相当額		式	1			
合　　計						

【枚方市役所環境保全部淀川衛生事業所】